

# 田川広域水道企業団契約事務規則

## 目次

### 第1章 総則（第1条）

### 第2章 契約の方法

#### 第1節 一般競争入札（第2条—第22条）

#### 第2節 指名競争入札（第23条—第27条）

#### 第3節 随意契約（第28条—第31条）

### 第3章 契約の締結（第32条—第48条）

### 第4章 検査（第49条—第57条）

### 第5章 補則（第58条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 田川広域水道企業団（以下「企業団」という。）の契約に関する事務の取扱いについては、別に定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

### 第2章 契約の方法

#### 第1節 一般競争入札

##### （一般競争入札参加者の資格）

第2条 企業長は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争入札に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに未成年者をいう。）及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

2 企業長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号の一に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の

成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したとき。

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 前2項に定めるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である法人は、競争入札に参加することができない。

（一般競争入札参加資格審査申請）

第3条 一般競争入札に参加しようとする者は、企業長があらかじめ指定する期間内に、特別の事由があるときは随時に、又は入札参加者の資格を必要によりその都度定める場合にあつては入札の公告において指定する期間内に、一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）又は中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式に次に掲げる書類を添えて企業長に申請しなければならない。

- (1) 営業に必要となる許可、認可、登録等が確認できる書類
- (2) 建設工事を施工する建設業者にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可証明書及び経営事項審査結果通知書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める書類

（資格の審査及び名簿の作成）

第4条 企業長は、前条に規定する申請があつたときは、申請者が一般競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査し、当該資格を有する者については競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 前項に規定する有資格者名簿の有効期間は、名簿に登載された日から1年以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものに係る有資格者名簿の有効期間は、名簿に登載された日から2年以内とする。

(1) 建設工事及び建設工事附帯業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者のうち、田川市、川崎町、糸田町及び福智町に営業所を有しない者

(2) 物品の購入その他の契約に係る競争入札に参加しようとする者

(一般競争入札の公告)

第5条 企業長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、入札の日前10日までに次に掲げる事項を掲示その他の方法により公告する。ただし、特別の理由があるときは、入札の日前5日までにすることがある。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者の資格

(3) 入札に必要な書類を示すべき場所

(4) 入札及び開札の日時及び場所

(5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(6) 最低制限価格を設けたときは、その旨（第20条第1項に定める場合を含む。）

(7) その他必要な事項

2 建設業法第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る入札の公告の期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間によらなければならない。

(入札保証金)

第6条 一般競争入札に参加しようとする者の納付すべき入札保証金の額は、その者が入札書（様式第2号）に記載しようとする金額の100分の5以上とし、入札前に納付するものとする。ただし、次に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と過去2年の間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、かつ、これらを全て誠実に履行しており、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 第4条第1項の規定により有資格者名簿に登載された者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、その価値は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国債又は地方債 額面金額

(2) 廃止前の日本国有鉄道及び解散前の日本電信電話公社が発行した債券その他の政府の保証のある債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8に相当する金額

(3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

(4) 銀行又は企業長が确实と認める金融機関の保証 その保証する金額

3 前項第3号に定める小切手を入札保証金に代わる担保として提供した場合において、入札が終わる前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、その取立てを企業出納員に連絡しなければならない。

4 企業長は、第1項第2号又は第3号の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者となった場合において、当該落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないとき、又は第11条第2項により契約を締結しないときは、落札金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の100分の5に相当する違約金を徴収するものとする。

（入札保証金の還付等）

第7条 入札保証金は、入札が終わったとき、又は企業団の都合により入札を中止したときに還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当することがある。

2 入札保証金は、入札を延期し、又は停止したときは還付することがある。

3 落札者が納付した入札保証金は、第1項ただし書の規定により契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

（入札）

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、所定の時間内に入札しなければならない。

2 代理人によって入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

（入札場所への立入り）

第9条 入札関係者以外の者は、入札執行の場所に立ち入ることができない。

(入札の拒絶)

第10条 企業長は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあると認められる者の入札を拒絶するものとする。

(無効の入札)

第11条 次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書が所定の日時までには到着しないもの
- (3) 入札保証金が所定の額に達しないもの
- (4) 入札保証金を納めていない者が入札したもの（第6条第1項ただし書の規定により入札保証金を免除したもの及び同条第2項の規定により担保の提供をもって代えたものは除く。）
- (5) 委任状を提出しない代理人が入札したもの
- (6) 提出することが求められる積算総括表その他の資料を提出しない者又は不備のある資料を提出した者が入札したもの
- (7) 入札者の記名押印がなく、入札者が判明できないもの
- (8) 金額を訂正したもの又は金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明確であるもの
- (10) 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- (11) 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- (12) 再度入札において、前回の提示金額と同額又はそれ以上の金額を提示したもの
- (13) その他入札に関する条件に違反したもの
- (14) 企業長が別に定める指名停止の措置に基づく指名停止期間中の者が入札したもの

2 落札者の決定から契約締結までの間に、前項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(入札執行の延期、停止及び中止)

第12条 企業長は、不正入札があると認めるとき、又は天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(設計付入札及び見本入札)

第13条 設計付入札においては設計及び入札金額により、見本による入札においては見本及び入札金額により落札者を定める。

(予定価格)

第14条 地方自治法第234条第3項に規定する予定価格は、当該入札に付する事項に関する仕様書、設計書等に基づき決定し、当該予定価格を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の規定により決定した価格を記載した予定価格書（建設工事に係るものにあつては、様式第3号によるものとする。）を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。ただし、予定価格を入札前に公表するときは、この限りでない。

3 前項の予定価格書は、落札者となるべきものがないときは、開示することができない。

(予定価格の決定方法)

第15条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間継続して製造、修理、加工、売買、供給、使用及び貸付等に係る契約にあつては、単価について予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第16条 開札は、所定の日時及び場所において、入札者の前でこれを行うものとし、入札者が立ち会わないときは、企業長が指定した2名以上の企業団職員を立ち会わせるものとする。

(再度入札における入札保証金)

第17条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の8第4項に規定する再度入札の場合においては、第11条第1項第3号の規定を適用しない。

(落札者の決定通知)

第18条 落札者が決定したときは、口頭又は書面で当該落札者に通知する。

(契約保証金の納付)

第19条 落札者は、落札の通知を受けた日から契約のときまでに契約保証金を納付しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約保証金を納付しないときは、その者は契約を

締結しないものとみなす。

(最低制限価格)

第20条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設けようとするときは、予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費の割合その他の条件を考慮し、予定価格に100分の75から100分の92までの割合を乗じて得た額の範囲において適正に定めなければならない。

2 最低制限価格に係る前項の規定にかかわらず、当該工事の内容その他必要に応じ、別に最低制限価格を設けることがある。この場合においては、その旨を入札に参加しようとする者に、あらかじめ通知しなければならない。

3 第14条及び第15条の規定は、一般競争入札により工事若しくは製造の請負又は業務委託の契約を締結しようとする場合において、あらかじめ最低制限価格を定めるときに準用する。

(最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の通知)

第21条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合（最低制限価格を設けたときを除く。）において、令第167条の10第1項の規定により、最低価格の入札者以外の者を落札者としたときは、最低価格で入札した者を落札者とし不在理由を速やかにその者に通知しなければならない。

(建設工事に係る入札参加者の審査等)

第22条 建設工事に係る一般競争入札に関する第4条第1項並びに指名競争入札に関する第25条及び第26条に規定する事務の処理については、別に定めるところにより設置する田川広域水道企業団建設業者指名委員会の調査及び審議を経て企業長が決定するものとする。

2 企業長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他企業長が定める契約について、あらかじめ、種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定め、その基本となる事項並びに申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

第23条 第2条の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

(指名競争入札参加資格審査申請)

第24条 第3条の規定は、指名競争入札に参加しようとする者にこれを準用する。この場合において、同条中「一般競争入札に」とあるのは「指名競争入札に」と、「一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)」とあるのは「指名競争入札参加資格審査申請書(様式第4号)」と読み替えるものとする。

(資格の審査及び名簿の作成)

第25条 第4条の規定は、指名競争入札の参加資格の審査及び名簿の作成について準用する。この場合において、同条第1項の規定により一般競争入札の有資格者名簿に登載されている者については、指名競争入札の有資格者名簿に登載されているものとする。

2 前項の指名競争入札の有資格者は、各構成団体において関係規定に基づいて審査ののち、「指名競争入札の有資格者」として名簿に登載された者をもって企業団の有資格者とみなす。

(入札参加者の指名)

第26条 企業長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、次項に定める場合を除き、有資格者名簿に登載された者のうちから、企業長が定める指名基準に基づいて、なるべく3名以上の入札参加者を指名するものとする。

2 企業長は、当該契約の性質により、あらかじめ、第23条の規定による指名競争入札の参加者の資格を定めていない場合又は必要に応じその都度指名競争入札の参加者の資格を定めた場合は、次に掲げるもののうち、必要と認める事項を入札参加申請の受付開始の日前10日までに公告し、申請者のうちから入札者を指名する。

- (1) 目的物
- (2) 指名競争入札に付する目的
- (3) 指名競争入札に参加する者に必要な資格
- (4) 指名競争入札参加申請の受付期限
- (5) その他必要な事項

3 前2項に規定する指名は、入札指名通知書(様式第5号)により行うものとする。

(指名競争入札の入札保証金等)

第27条 第6条から第21条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第3節 随意契約



(随意契約の範囲)

第28条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「地企法施行令」という。）第21条の14第1項第1号の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えない額の契約については、随意契約によることができる。

契約の種類	予定価格
(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(準用規定)

第29条 第14条第1項、第15条、第18条及び第19条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。ただし、次条第1項ただし書に該当する場合は、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

(見積書)

第30条 随意契約による場合は、なるべく2名以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものに係る契約については、見積書を徴さないことができる。

- (1) 新聞、定期刊行物、例規等の追録
- (2) 価格、送料等が表示されている書籍類
- (3) 同一の品質及び規格で販売店により価格が異なるもの
- (4) 既にされた単価契約に基づくもの
- (5) 法令により価格が定められているもの

2 前項本文の規定により見積書を徴する場合において、契約の性質又は目的により次の各号の一に該当するときは、見積書を徴する者を1名とすることができる。

- (1) 1件の予定価格が5万円以下の契約をしようとするとき。
- (2) 2名以上から見積書を徴することが適当でないとき。

3 第1項本文の規定により見積書を徴する場合において、生産品、即売品又はせり売り

により購入した物品についてはその取扱いをした職員の証明書、委託販売又は法令等に基づき供出したものについては委託者又は取扱団体が発した精算書、官公署との契約又は電気、ガス等の供給に係る契約については、その官公署又は供給者が発した価格表示の書類、計算書等をもって見積書に代えることができる。

(その他随意契約できる場合の手続)

第31条 地企法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定により、規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約状況について公表すること。

### 第3章 契約の締結

(契約保証金)

第32条 令第167条の16第1項の規定により企業団と契約を締結する者の納付すべき契約保証金の額は、当該契約金額の100分の10以上とし、契約の締結前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が、国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と過去2年の間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、建設工事に係るものにあつては、契約金額300万円未満のものに限る。
- (4) 公有財産の売払いの契約において、令第169条の7第2項の規定により確実な担保を徴して売払代金の延納の特約をしたとき。

- (5) 公有財産若しくは物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき又は物品を買い入れる契約を締結する場合において当該物品が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人等を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約を締結するとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 前号に掲げる場合を除き、企業団の事務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約により委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (9) 資金を貸し付ける契約、預金契約、寄附に係る契約、運送契約又は雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (10) 不動産の買い入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

2 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、その価値は当該各号に定めるところによる。

- (1) 第6条第2項各号に掲げるもの 当該各号に定めるところによる。
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証 其の保証する金額

3 第6条第3項の規定は、契約保証金について準用する。

4 契約内容の変更により契約金額に増額が生じたときは、変更後の契約金額に相当する契約保証金と納付済みの契約保証金との差額を追加して納付させなければならない。ただし、契約金額の増額が当初契約金額の3割未満のときは、追加納付を免除することができる。

（契約保証金の還付又は帰属）

第33条 契約保証金は、契約の履行後還付する。ただし、財産の売払いの契約において、契約保証金を買受代金に充当することにより買受代金が完納されることとなる場合においては、契約保証金を買受代金に充当することがある。

2 契約保証金は、第42条第1項の規定により違約金を徴収する場合においては、その 違

約金に相当する額はその違約金に充当し、違約金を超える部分は、企業団に帰属する。

(保証人)

第34条 企業長は、契約の締結に際して当該契約の性質又は目的により必要と認める場合は、契約の相手方に保証人を立てさせることができる。この場合において、保証人の資格については、その都度企業長が定める。

2 前項の保証人は、その契約から生ずる一切の債務の履行を企業長が別に定める極度額の範囲内において保証しなければならない。

(契約書の作成)

第35条 契約を締結する場合は、次に掲げる事項を記載した契約書（物品購入に係るものにあつては様式第6号、建設工事に係るものにあつては様式第7号によるものとする。）及び契約に必要な書類を作成し、契約の相手方とともに記名押印の上、各1通を保持しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要がないと認められる事項については、省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 契約の履行期限又は期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任（契約に適合しないものに対する責任をいう。以下同じ。）
- (11) 支給材料又は貸与品の保管責任
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) その他必要な事項

(契約書作成の期限)

第36条 前条に定める契約書は、落札者の決定通知をした後7日以内に作成しなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合においては、その期間を延長することができる。

(契約書作成の省略)

第37条 第35条の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が、50万円を超えない指名競争入札による契約又は随意契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納し、直ちにその物品を引き取る  
とき。
- (4) 第30条第1項ただし書に該当するとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合には、請書（物品購入に係るものにあつては様式第8号、建設工事に係るものにあつては様式第9号によるものとする。）を徴さなければならない。ただし、随意契約の場合は、その設計書、見積書等に契約金額、契約不適合責任の期間、履行期限及び契約年月日を記入し、記名押印してこれを請書に代えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、契約金額が5万円以下の随意契約をするとき及び第1項第2号から第4号までに該当するときは、請書の作成を省略することができる。

4 前3項の規定は、不動産の売買又は貸借においては適用しない。

(契約の変更)

第38条 契約の相手方から、天災事変その他やむを得ない理由により、これを証明する書類を添えて履行期限の延長の申出があつたときは、その事実を審査し、契約を変更することがある。

2 企業長は、企業団の都合により必要があると認めるときは、契約の相手方の同意を得て契約の内容及び期間の変更並びに一時停止をすることがある。

3 前2項の規定により契約を変更しようとする場合は、変更請負契約書(様式第10号)を作成し、契約を締結しなければならない。

4 第2項の規定により設計変更をした場合は、当初設計金額に対する契約金額の割合に応じて契約金額を変更するものとする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てる。

(契約の解除)

第39条 次の各号の一に該当するときは、企業長は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約を履行しないとき、又は契約期限内に履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の履行の着手を遷延したとき。
- (3) 契約の締結後その入札に関し不正行為のあったことが判明したとき。
- (4) 契約の履行に当たって、契約者若しくはその代理人又はその使用人が契約事務の担当者若しくは監督者の指示又は監督に従わないとき。
- (5) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認められるとき、又はこの規則若しくは当該契約条項等に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損失が生じても、企業長は、補償の責めを負わないものとする。ただし、その履行部分に対しては、相当と認める金額を支払うことがある。

3 企業長は、第1項の規定によるもののほか、企業団の都合により必要と認める場合は、契約の相手方の同意を得て契約の全部又は一部を解除することがある。

4 前項の規定により契約を解除した場合においては、その履行部分に対しては、相当と認める金額を支払うものとする。

(必要書類の提出)

第40条 工事、製造その他の請負契約の相手方は、契約締結の日から5日以内に内訳明細書、工程表その他必要書類を、工事に着手したときはその翌日までに工事着手届(様式第11号)を企業長に提出しなければならない。ただし、企業長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

(指示及び監督)

第41条 契約の相手方は、契約上の義務の履行について企業長の指定する職員の指示及び監督に従わなければならない。

(違約金)

第42条 契約の相手方の責めに帰すべき理由により、企業長が契約を解除した場合においては、違約金として契約金額の100分の10以上に相当する額を請求することができる。

2 前項に規定する違約金は、損害賠償の請求を妨げない。

(遅滞損害金)

第43条 契約の相手方の責めに帰すべき理由により、契約の期限内に義務を履行できな

い場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、物品の購入に関するものにあつては遅延日数に応じ未納部分の代金の1,000分の1以上に相当する額、その他の契約にあつては遅延日数に応じ契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率以上の割合を乗じて得た額に相当する額の遅滞損害金を徴収する。ただし、天災事変その他特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を免除することがある。

- 2 前項本文の場合において、契約期限内に第56条第2項の規定による目的物の部分引渡しを受けているもの又は第57条の規定による部分使用をしているものがあるときは、その相当額を契約金額から控除して遅滞損害金を徴収する。

（損害金の徴収方法）

第44条 前2条に規定する違約金及び遅滞損害金の徴収については、契約の相手方又は保証人に対する契約代金その他の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは、別にこれを追徴する。

（前金払）

第45条 令第163条第3号の規定に該当するものとして前金払をする場合は、契約の相手方は、企業長が确实と認める連帯保証人を立てなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 令附則第7条の規定により前金払をする場合は、契約金額が300万円以上の契約に限るものとする。
- 3 前項の前金払を受けようとする者は、契約締結の日（契約の履行期間が複数年度にわたる契約において、初年度以外の年度に請求する場合は、当該年度の初日）から30日以内に、保証事業会社の保証書を添えて請求しなければならない。ただし、企業長がやむを得ない事由があるとして認めるときは、この限りでない。
- 4 第2項の前金払の額は、契約金額の100分の40以内とし、支払限度額は、2億円とする。この場合において、前金払の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 当該契約を解除し、又は保証事業会社が保証契約を解除したときは、直ちに前払金を返還しなければならない。

（中間前金払）

第46条 前条第2項から第4項までの規定により前金払を行った契約については、契約金額の100分の20を超えない範囲内で、既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

2 前項の規定により中間前金払を受けようとする者は、保証事業会社の保証書を添えて請求しなければならない。

3 前条第5項の規定は、中間前金払について準用する。この場合において、同項中「前払金」とあるのは「中間前払金」と読み替えるものとする。

（部分払の特約）

第47条 企業長は、契約の履行の完了前に代価の部分払をすることがある。

2 前項に規定する部分払の額は、次に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 工事又は製造の請負については、その既済部分に対する代価に相当する額の10分の8以内（第56条第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、引渡しを受けた部分に対し、第57条の規定により部分使用をした場合は、その使用部分に対し、その代価の全額まで）、物件の買入れについては、その既納部分に対する代価を超えない額

(2) 第45条の規定により前金払をしたときは、前号の規定により算出した額の契約金額に対する割合を前払金の額に乗じて得た額を、同号の規定により算出した額から差し引いた額

3 第1項の部分払は、既済部分が全体の10分の3を超えるものにつきこれを適用し、工事の請負にあつては企業長が定めた保険金額及び期間によって、企業団を受取人とする火災保険等に加入しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 工事の請負については、既済部分に対する部分払をする場合の支払回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えることができない。

(1) 100万円以上1,000万円以下 1回

(2) 1,000万円超5,000万円以下 2回

(3) 5,000万円超1億円以下 3回

(4) 1億円超 3回に、5,000万円又は5,000万円以内の端数を増すごとに1回を加えた回数

5 工事請負の場合における部分払の請求は、出来高払請求書（様式第12号）による



ものとする。

(債務の履行について行う監督)

第48条 債務の履行について行う監督は、立会い又は指示によるほか必要に応じて工程の管理、工事又は製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法によって行う。

#### 第4章 検査

(完了の届出の義務)

第49条 契約の相手方は、契約の履行を完了したときは、直ちにその旨を届け出(工事請負契約については、工事完成届(様式第13号)による。)なければならない。

(検査員)

第50条 地方自治法第234条の2第1項の検査は、企業長の命ずる検査員が行う。

(検査)

第51条 前条の規定により企業長の命ずる検査員(以下「検査担当職員」という。)

は、次の各号の一に該当するときにこれを行う。

- (1) 工事又は製造が完了したとき。
- (2) 工事又は製造の部分払を必要とするとき。
- (3) 物品の納入又は業務委託が完了したとき。
- (4) その他必要と認めるとき。

2 前項の検査に合格しないときは、検査担当職員の指示又は企業長が提示する指示書(様式第14号)に従い、契約の相手方は代品納入、補強若しくは取壊し、取替え又は補修等を行わなければならない。この場合において、これに要する費用は、当該契約の相手方の負担とする。

3 前項の規定により代品の納入等を指示に従い終了したときは、直ちに終了届(様式第15号)を提出しなければならない。

4 前項の終了届を受理したときは、7日以内に検査担当職員が再検査を行う。

(企業出納員への通知)

第52条 検査を行う場合において、次に掲げるものについては、企業長は、あらかじめ日時、場所その他必要な事項を企業出納員に通知するものとする。

- (1) 工事若しくは製造の請負又は修繕で、契約金額が500万円以上のもの
- (2) 物品の購入又は業務委託で1契約100万円以上のもの

2 企業出納員は、前項の規定により通知を受けたときは、当該支出負担行為に関する

確認を行うため、必要があるときは、検査に立ち会うことができる。

(立会い)

第53条 検査を行うときは、契約の相手方及び立会人の立会いによって行わなければならない。ただし、契約の相手方が立ち会わないときは、欠席のまま検査するものとする。この場合においては、検査の結果に対して異議を申し立てることができない。

2 立会人は、事務局長が所属職員の中から指名しなければならない。

(検査の内容)

第54条 第51条第1項の規定による検査は、令第167条の15第2項の規定に基づいて、破壊若しくは分解又は試験検査によってこれを行うものとする。これに要する費用は、当該契約の相手方の負担とし、企業長の指示する期間内に原状に復さなければならない。

2 第51条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により破壊等を行った部分の原状回復が終了したときに準用する。

(完了承認通知)

第55条 検査担当職員は、前条の規定による検査を終了したときは、企業長に報告し、口頭又は完了承認通知書(様式第16号)(工事請負契約については、工事完成承認通知書(様式第17号))により契約の相手方に通知するものとする。

(目的物の受渡し)

第56条 契約の目的物の受渡しは、検査終了後受渡書(様式第18号)により企業長が指名する職員がこれを行うものとする。

2 企業長は、契約の履行の完了前であっても、契約の目的物はその性質上可分のもので特に必要があると認める場合は、その一部分について検査を行い、合格と認めるときは、契約の相手方からその合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができる。

3 工事以外の請負契約又は動産の買入れにあつては、契約の目的物に僅少の不備の点があつても使用上支障がないと認めるときは、その相当額を減価して採用することがある。

(部分使用)

第57条 工事の一部が完成した場合において、必要と認めるときは、その部分の検査をして合格と認められるときは、その合格部分の全部又は一部を契約の相手方の同意を得て使用することができる。

第5章 補則

(規定外の事項等)

第58条 この規則に定めのない事項又はこの規則の規定により難い事項については、必要に応じ企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(田川広域水道企業団事務局本部契約事務規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 田川広域水道企業団事務局本部契約事務規則（平成9年田川地区水道企業団規則第3号）

(2) 田川広域水道企業団田川市水道事務所契約事務規則（平成31年田川地区水道企業団規則第17号）

(3) 田川広域水道企業団川崎町水道事務所契約事務規則（平成31年田川地区水道企業団規則第18号）

(4) 田川広域水道企業団糸田町水道事務所契約事務規則（平成31年田川地区水道企業団規則第19号）

(5) 田川広域水道企業団福智町水道事務所契約事務規則（平成31年田川地区水道企業団規則第20号）

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、廃止前の田川広域水道企業団事務局本部契約事務規則、田川広域水道企業団田川市水道事務所契約事務規則、田川広域水道企業団川崎町水道事務所契約事務規則、田川広域水道企業団糸田町水道事務所契約事務規則及び田川広域水道企業団福智町水道事務所契約事務規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

田川広域水道企業団  
企業長 様

住 所 (所在地)

氏 名 (商号又は名称)  
代表者氏名

印

貴企業団の の一般競争入札に参加したいので、下記のとおり別紙書類を添え申請する。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約する。

記

- 1 営業種目
- 2 所在地
- 3 氏 名  
会社名  
代表者名
- 4 添付書類

(TEL )

様式第2号(第6条関係)

入札書(見積書)

金額											円
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし、

田川広域水道企業団契約事務規則及び関係書類を承諾の上、入札(見積)する。

年 月 日

田川広域水道企業団

企業長 様

住所

氏名

印

(注意)

- 1 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入のこと。
- 2 落札決定に当たっては、入札書(見積書)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書(見積書)に記載すること。
- 3 田川広域水道企業団契約事務規則(令和5年規則第2号。以下「規則」という。)第6条第1項第2号若しくは第3号又は第27条の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者となった場合において、当該落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないとき、又は規則第11条第2項の規定により契約を締結しないときは、落札金額(消費税及び地方消費税の額を除く。)の100分の5に相当する違約金を徴収するものとする。

様式第3号(第14条関係)

予 定 価 格 書

起案 年 月 日	決定権 職名 氏名				局長	決裁
決裁 年 月 日						
次のとおり決定してよろしいか。						
名称						
場所						
設計金額						
予定価格の110分の100						
最低制限価格の110分の100						

様式第4号(第24条関係)

指名競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

田川広域水道企業団  
企業長 様

住 所 (所在地)

氏 名 (商号又は名称)  
代表者氏名

印

貴企業団の の指名競争入札に参加したいので、下記のとおり別紙書類を添え申請する。なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約する。

記

- 1 営業種目
- 2 所在地
- 3 氏 名  
会社名  
代表者名
- 4 添付書類

(TEL )

年 月 日

様

田川広域水道企業団

企業長



入札指名通知書

下記の入札の参加を指名する。

記

1	名称	
2	入札場所	
3	入札日時	
4	開札	
5	現場説明日時	
6	現場説明場所	
7	予定価格	
8	最低制限価格	
9	入札保証金	
10	契約保証金	

注意事項

- 1 田川広域水道企業団契約事務規則(令和5年規則第2号。以下「規則」という。)第11条の規定に該当する入札は、無効とする。
- 2 入札日時までに参加がない場合は、棄権とみなす。
- 3 代理人をもって参加の際は必ず委任状を持参のこと。なお、代理人にて入札の場合は、代表者の氏名及び代理人の氏名記入の上、代理人の印鑑にて入札をすること。
- 4 仕様書(参加者が見積る金額の内訳を記入後)及び図面等は、入札前に返却のこと。
- 5 予定価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の



100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札参加者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届を提出することにより、自由に入札を辞退できるものとする。なお、入札辞退した者はこれを理由として以後の指名において不利益な取扱いを受けるものではない。

8 規則第6条第1項第2号若しくは第3号又は第27条の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者となった場合において、当該落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないとき、又は規則第11条第2項の規定により契約を締結しないときは、落札金額(消費税及び地方消費税の額を除く。)の100分の5に相当する違約金を徴収するものとする。

様式第6号(第35条関係)

物品売買契約書

1 物品の名称				
2 契約金額	百万	千	円	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)			
3 品質、形状、寸法、数量等	別紙仕様書のとおり			
4 履行場所				
5 履行期限	年	月	日	
6 契約保証金 (契約金 $\frac{10}{100}$ 以上) 額の $\frac{10}{100}$ 以上)	現金	円	免除	有価証券
7 契約不適合責任期間	物品売買契約書第16条のとおり			

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、田川広域水道企業団契約事務規則(令和5年規則第2号)及び次の条項により公正な物品売買契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 田川広域水道企業団

代表者 企業長



受注者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者資格氏名



(売買)

第1条 受注者は、別紙明細書等に基づき、頭書の契約金額をもって、物品を履行期限までに納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、物品の一部又は全部を第三者に供給させ、又はこの契約によって生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。

(検査)

第3条 受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者から物品納入完了の通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの下に検査を行うものとする。

(代金の支払)

第4条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払を発注者に請求する。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

(部分払)

第5条 発注者が必要と認める場合は、受注者は、物品の完納前に物品の既納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第6条 納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、発注者は受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(納期の延期)

第7条 発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき事由によらないで履行期限までに履行できないと認めるときは、履行期限の延期をすることが

できる。

(発注者の催告による解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらないとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 債務の履行を終わらせることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第11条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約の解除をすることができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

3 発注者は、福岡県からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)が次の各号の一に該当するときは、

直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約(一次下請及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第10条 前2条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第11条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期限までに債務の履行を終わらせることができないとき。
- (2) 契約不適合があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号の一に該当するときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額

を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 第8条又は第9条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
  - (3) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
  - (4) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
  - (5) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。
- 3 前2項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項(第3号から第5号までを除く。)の規定は適用しない。
- 4 第1項第1号の場合においては、発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。
- 5 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、1日につき未納部分の代金の1,000分の1に相当する金額とする。
- 6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金又はその他債務があるときは、相殺することができる。

(賠償の予定)

第14条 前条の規定にかかわらず、受注者は、第9条第2項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 第1項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して同項の責任を負うものとする。
- 4 受注者が第1項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が定める率(以下「基準率」という。)の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第15条 受注者は、発注者が次の各号の一に該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第4条第2項及び第5条の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第16条 受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、物品の納入上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(補則)

第18条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法(明治29年法律第89号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律その他日本国の法令及び田川広域水道企業契約事務規則の定めるところによる。

(協議)

第19条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

#### 備考

この契約条項は、物品売買に係る契約について標準となるべきものとして定めたものである。したがって、契約の目的、内容その他必要に応じ、必要な条項を加え、又は削除する等適宜整理すること。

様式第7号(第35条関係)

工事請負契約書

1 工事の名称

2 工事場所

3 契約金額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

4 工期 着工期日 年 月 日 日間  
完成期限 年 月 日

5 契約保証金

(契約金額の  $\frac{10}{100}$  以上)

6 解体工事に要する費用等

(1) 解体工事に要する費用

(2) 再資源化等に要する費用

(3) 分別解体等の方法

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

〔この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合にそれぞれ記載する。〕

7 住宅建設<sup>かし</sup>瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額

(3) 保険期間

〔特定住宅<sup>かし</sup>瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第5項に規定する特定住宅<sup>かし</sup>瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設<sup>かし</sup>瑕疵担保責任保険に加入する場合にそれぞれ記入する。なお、住宅建設<sup>かし</sup>瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設<sup>かし</sup>瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。〕

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、田川広域水道企業団契約事務規則(令和5年規則第2号)及び別紙工事請負契約約款により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として、本書 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日



発注者

田川広域水道企業団

代表者 企業長

印

受注者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者資格氏名

印

〔 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。 〕

## 工 事 請 負 契 約 約 款

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする、
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

### (関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

### (工程表等)

- 第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、工程表その他発注者が必要であるとして求める書類を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 工程表等は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

### (契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければ

ならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第60条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号の保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号の保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物及び工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第15条第2項の検査に合格したもの及び第40条第3項の部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを証明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人(一次下請及び二次下請以降全ての下請負人

を含む。以下同じ。)の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第8条 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(下請負人の選定)

第9条 受注者は、発注者が指名停止の措置を行っている者及び第52条第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。

2 受注者が第52条第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約等(一次下請若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料等の購入契約等をいう。以下同じ。)の解除(受注者が当該下請契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。)を求めることができる。

3 下請契約等が解除されたことにより生じる下請契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第10条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第11条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第12条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいい、同条第2項の規定に該当する場合は「監理技術者」とし、同条第3項本文の規定に該当する場合は、「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とし、同項ただし書の規定に該当する場合は「監理技術者補佐」とし、同条第5項の規定に該当する場合は、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。以下同じ。)
- (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認める場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第13条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に

報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第14条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第15条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第16条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整

備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第17条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し、この契約の内容に適合しないこと(第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。)等があり、使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料又は貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって

不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第18条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復又は取片づけを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第19条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第15条第2項又は第16条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第20条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したとき



は、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第21条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第22条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一

時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第23条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第24条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第25条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第26条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第24条第1項に該当する場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条第1項に該当する場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第27条 請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の

日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。  
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第28条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第29条 受注者は、災害防止等のため必要と認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第32条第1項の損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第63条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第31条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第63条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第32条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第63条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第15条第2項、第16条第1項若しくは第2項又は第40条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の10

0分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 第4項の規定は、数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担について準用する。この場合において、同項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」と読み替えるものとする。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第33条 発注者は、第10条、第17条、第19条から第22条まで、第24条、第25条、第28条から第30条まで、前条又は第36条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第34条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして、前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第35条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第36条 発注者は、第34条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第37条 受注者は、請負代金額が300万円以上の場合に限り、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を、発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに調査

を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第39条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合において、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率(以下「基準率」という。)の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第38条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第39条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第40条 受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第15条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したのものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の8以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、出来形部分が全体の10分の3を超えるも

のにつき適用することとし、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えることができない。

- (1) 100万円以上1,000万円以下 1回
- (2) 1,000万円超5,000万円以下 2回
- (3) 5,000万円超1億円以下 3回
- (4) 1億円超 3回に、5,000万円又は5,000万円以内の端数を増すごとに1回を加えた回数

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times (8 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合には、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

8 部分払は、第37条第3項の中間前金払と併用できないものとする。ただし、工期が複数年度にわたる契約にあっては、中間前払金を請求した後であっても、各会計年度末に部分払を請求できるものとする。

(部分引渡し)

第41条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第34条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第35条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第35条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される同条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない



場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×(1－前払金額／請負代金額)

(債務負担行為等に係る契約の特則)

第42条 債務負担行為及び継続費(以下「債務負担行為等」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第43条 債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払については、第37条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第38条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第40条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第37条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第37条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第37条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第38条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第44条 債務負担行為等に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第40条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1) 中間前払金の支払を受けている場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 8 / 10 -$ 前会計年度までの支払金額 $-$ (請負代金相当額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額) $\times$ (当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度の中間前払金額) $/$ 当該会計年度の出来高予定額

(2) 中間前払金の支払を受けていない場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 8 / 10 -$ (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額) $-$ {請負代金相当額 $-$ (前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額)} $\times$ 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第45条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第35条(第41条において準用する場合を含む。)又は第40条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第46条 受注者は、発注者が第37条、第40条又は第41条において準用される第

35条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があ

ると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第47条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条から第52条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第49条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 第12条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第47条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第50条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第55条又は第56条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

第51条 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第52条 発注者は、福岡県からの通知に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 発注者は、第9条第2項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第53条 前4条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前4条の規定による契約の解除をすることができない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第54条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第49条各号又は第50条各号の一に該当するときは、受注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し、発注者が適当と認める建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第31条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。  
(受注者の催告による解除権)

第55条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第56条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第21条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第22条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第57条 第55条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第58条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第37条(第43条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第40条及び第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前

払金及び中間前払金の額を控除した額)を、次条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならないときにあっては当該賠償金の額を、それぞれ第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第49条から第52条まで又は第60条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、基準率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条、第55条又は第56条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第49条から第52条まで又は第60条第3項の規定によるときは発注者が定め、第48条、第55条又は第56条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(賠償の予定)

第59条 受注者は、第51条の規定により発注者がこの契約を解除することができるときにおいては、この契約を解除するか否かを問わず、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超過額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 第1項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して同項の責任を負うものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第60条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、前条の規定により賠償金を徴した場合は、その額を控除した額とする。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
  - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第49条から第52条までの規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号の一に該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第49条から第52条までの規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保



の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第61条 受注者は、発注者が次の各号の一に該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第55条又は第56条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第35条第2項(第41条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第62条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第34条第4項又は第5項(第41条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知って

いたときは、この限りでない。

9 この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(同法第2条第5項に規定する瑕疵をいい、構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことができる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第63条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第64条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による福岡県建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第14条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第65条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第66条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。



様式第8号(第37条関係)

物 品 供 給 請 書

1 物 品 の 名 称				
2 契 約 金 額	百万	千	円	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)			
3 品質、形状、寸法、数量等	別紙のとおり			
4 納 入 場 所				
5 納 入 期 限	年 月 日			
6 契 約 保 証 金 $\left( \begin{array}{l} \text{契約金額の} \\ \frac{10}{100} \text{以上} \end{array} \right)$	現 金	_____ 円	免除	
	有価証券			
7 契 約 不 適 合 責 任 期 間	受注者が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った日から1年以内(受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときを除く。)			
8 代 金 支 払 期 限	適法な支払請求書により請求があった日から30日以内			
9 そ の 他				

別紙明細書記載の物品を、田川広域水道企業団契約事務規則(令和5年規則第2号)及びその他関係書類を承諾の上、上記のとおり納入することをお請けします。

年 月 日

田川広域水道企業団  
 企業長 様

受注者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者資格氏名



様式第9号(第37条関係)

工 事 請 負 請 書

1 工 事 の 名 称				
2 工 事 場 所				
3 契 約 金 額	百万	千	円	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)			
4 工 期	着 工 期 日	年	月	日
	完成期限	年	月	日
5 契 約 保 証 金 ( 契 約 金 額 の 10 100 以上 )	現 金	_____ 円	免除	
	有価証券			
6 契 約 不 適 合 責 任 期 間	<p>(1) 工事目的物引渡しの日から2年以内</p> <p>(2) 設備機器、室内装飾、家具等は、検査で発見できなかった契約不適合に限り、引渡しの日から1年以内</p> <p>(3) 契約不適合責任期間の終了直前に契約不適合が見つかった場合は、2年(設備機器等については1年)以内に通知を行えば通知を行ってから1年間は、上記期間内に請求等を行ったものとみなされます。</p> <p>(4) ただし、故意又は重大な過失により生じたものを除くものとします。</p>			
7 そ の 他	<p>(1) 私の責任において、契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求を受けても異議はありません。</p> <p>(2) 私の責任において、工期の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合を乗じて得た金額を納入します。</p>			

上記の工事請負契約について、田川広域水道企業団契約事務規則(令和5年規則第2号)及びその他関係書類を承諾の上、上記のとおり完成することをお請けします。

年 月 日  
田川広域水道企業団  
企業長 様

受注者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者資格氏名



様式第10号(第38条関係)

変更請負契約書

1 工事の名称

ただし、別冊仕様書及び図面のとおりに

2 工事場所

3 変更工期 着工期日 年 月 日

日間

完成期限 年 月 日

4 元請代金に対する増減額 円

(うち元請代金額の消費税及び地方消費税の額 円  
に対する消費税及び地方消費税の額の増減額)

5 請負代金変更増減額に 円

対する契約保証金

年 月 日に締結した請負契約は、田川広域水道企業団契約事務規則(令和5年規則第2号)及び工事請負契約書により、上記のとおり変更請負契約を締結する。ただし、変更契約についても元契約に記載された条件を遵守するものとする。

この契約の証として、本書 通を作成し、発注者及び受注者が当事者記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

発注者

田川広域水道企業団

代表者 企業長

印

受注者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者資格氏名

印

様式第11号(第40条関係)

工 事 着 手 届

1	工 事 名	工事
2	工 事 場 所	
3	工 期	年 月 日から 日間 年 月 日まで
	年 月 日に契約した上記工事は、	年 月 日に着手したのでお届け します。
	年 月 日	
	田川広域水道企業団 企業長 様	
		受注者 住 所 氏 名
		㊟



様式第12号(第47条関係)

出来高払請求書( 回目)

請求額											円	現在 出来高 円 %
工事名		工事		工期 年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)								
請負額		円		受取済額  円								

回数	出来高率	請 求 額	受 取 済 額	受取年月日	備考
1回目	%	円	円	. . .	
2回目	%			. . .	
3回目	%			. . .	
4回目	%			. . .	
5回目	%			. . .	

上記のとおり出来高払の請求をします。

年 月 日

田川広域水道企業団  
企業長 様

住 所  
氏 名



様式第13号(第49条関係)

工 事 完 成 届

1 工 事 名	工事
2 工事場所	
3 工 期	年 月 日から 年 月 日まで 日間
年 月 日に着手した上記工事は、年 月 日に完成したので、検査く ださるようお届けします。	
年 月 日	
田川広域水道企業団 企業長 様	
受注者 住 所 氏 名	
(印)	

様式第14号(第51条関係)

指 示 書

1 名 称

2 場 所

3 契約金額

4 履行期限 年 月 日から

日間

年 月 日まで

上記について検査の結果、下記のとおり不備のものがあるので、 年 月 日までに を終了するよう指示する。

年 月 日

様

田川広域水道企業団  
企業長



記

様式第15号(第51条関係)

終 了 届

1 名 称

2 場 所

3 契約金額

4 履行期限 年 月 日から

日間

年 月 日まで

上記について 年 月 日付で の指示を受けたが、指  
示どおりにこれを終了したので、検査くださるようお届けします。

年 月 日

田川広域水道企業団  
企業長 様

受 注 者  
住 所  
氏 名

印

様式第16号(第55条関係)

完了承認通知書

1 名 称

2 契約金額

3 履行期限

4 完了日

5 完了検査日

検査員

上記のとおり完了したことを認めたので通知する。

年 月 日

様

田川広域水道企業団  
企業長



工 事 完 成 承 認 通 知 書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契 約 金 額

4 工 期

5 完 成 日

6 完 成 検 査 日

検 査 員

上記のとおり完成したことを認めたので通知する。

年 月 日

殿

田川広域水道企業団

企業長



様式第18号(第56条関係)

受 渡 書

1 名 称	
2 契約金額	
3 契約不適合 責任期間	契約書又は請書に記載のとおり
4 完成検査 年 月 日	年 月 日
5 受渡年月日	年 月 日

年 月 日

引渡人

㊦

受取人

㊦

立会人

㊦